

# 医療・コミュニティ通訳ボランティア



## 養成講座

参加費  
無料

英語、中国語、  
ベトナム語

その他の言語の  
方の受講はご相  
談ください！

鳥取県内の公的機関等（役場、病院、学校等）で職員と外国人住民の会話を通訳するボランティアを養成する講座です。通訳のプロを講師に迎え、活動に必要な通訳技術や通訳倫理を学びます。

## 開催方法

- 集合型会場:倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5 倉吉パークスクエア内)  
オンラインの内容をスクリーンに投影して行います。定員:15名
- オンライン受講:「Microsoft Teams」使用  
パソコンでの受講をお勧めします。参加方法は開催日までにメールでご案内します。

## 日 程

①～③は、対面通訳を想定した内容で、座学及びロールプレイ(実技)を毎回実施します。

1	2月17日(水) 14:00～17:00	「通訳ボランティアとしての活動に必要な知識と心得」 外国人住民の現状を知り、通訳倫理を学びます。
2	2月24日(水) 14:00～17:00	「通訳技術とトレーニング」 通訳技術にはどんなものがあるか、また日頃できる通訳トレーニングを研修します。
3	3月3日(水) 14:00～17:00	「医療・コミュニティ通訳に必要な知識」 病院で通訳する時に必要な知識や感染症に対する正しい知識を学びます。
4	【東部地区の方】 3月24日(水)午後 【中部・西部地区の方】 日時は3月末までに個別に調整させていただきます	「登録説明会」 実際の活動の流れについてご説明し、登録手続きをいたします。

## 対象者

- 当財団の医療・コミュニティ通訳ボランティアとして活動する意思のある方
- 日本語を含む二つ以上の言語で日常会話ができる方
- 平日の日中に、鳥取県内での活動ができる方
- 原則として、講座の全日程に参加できる方

※ 登録要件、この通訳ボランティアの概要については、裏面をご覧ください

申込方法:所定の申込用紙(HPからダウンロード可)にご記入の上、2/10(水)までに最寄りの鳥取県国際交流財団へ

主催:公益財団法人鳥取県国際交流財団

本 所

倉吉事務所

米子事務所

TEL:0857-51-1165 FAX:0857-51-1175  
Email: kuranagak@torisakyu.or.jp  
住所:〒680-0846 鳥取市扇町21  
県民ふれあい会館3F

TEL:0858-23-5931 FAX:0858-23-5932  
Email: tick@torisakyu.or.jp  
住所:〒682-0802 倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所別館

TEL:0859-34-5931 FAX:0859-34-5955  
Email: ticy@torisakyu.or.jp  
住所:〒683-0043 米子市末広町294  
米子コンベンションセンター4F

# 医療・コミュニティ通訳ボランティアについて

この通訳ボランティア制度は、依頼者等との連絡は当財団が行い、ボランティアの方には通訳現場に直接赴いていただき通訳をしていただきます。  
また、高度な専門知識が必要な内容やトラブル事には対応していません。詳細は講座にてご説明します。  
参照HP：<http://www.torisakyu.or.jp/>

## ●活動内容

通訳によるコミュニケーションのサポートを基本とします。

### ○派遣対象

- ・学校（保育園・幼稚園）と保護者、児童・生徒との意思疎通  
（例：入学（入園）説明会や手続きに関する通訳、保護者懇談や個人面談での通訳など）
- ・行政機関窓口や市町村役場等での意思疎通  
（例：福祉に関する手続きや相談、人権相談での通訳など）
- ・在留資格申請・更新・変更に関する相談会等での意思疎通
- ・医療・保健の現場での意思疎通  
（診療、健診、受付、会計なども含みます）
- ・その他財団が必要と認める通訳

### ×派遣対象外

- ・授業補助、学習指導（日本語指導）などの学習支援
- ・家庭訪問等、個人宅での通訳支援
- ・高度な専門知識が必要な内容やトラブル事
- ・その他、基本的学校生活や行政サービスの範囲を超えるもの

## ●対象

県内の学校・教育委員会、保育園・幼稚園、行政機関、医療・保健機関および県内在住の外国出身者

## ●派遣の流れ

### ①依頼書の提出



①最寄りの財団に医療・コミュニティ通訳ボランティア派遣依頼書を提出  
（郵送・FAX・持参・E-mail）

### ②派遣の調整



②財団が医療・コミュニティ通訳ボランティアの派遣を調整

### ③派遣・活動



③医療・コミュニティ通訳ボランティアは、直接派遣先へ行って活動

### ④報告書の提出



④依頼者・通訳ボランティアは「活動終了報告書」を財団に提出

## ●医療・コミュニティ通訳ボランティアの登録要件

- ・日本語を含む二つ以上の言語で十分にコミュニケーションができる方
- ・医療・コミュニティ通訳ボランティア制度（講座でご説明します）の趣旨を理解し、活動への熱意がある方
- ・原則として、財団が主催または指定した通訳ボランティア養成講座の修了者  
※今回の講座でロールプレイの実施がない言語の方は、次回以降の講座の受講で補っていただいているからの登録となります。
- ・鳥取県内での活動ができる方